

基発0318第1号

平成25年3月18日

関係府省庁官房長 }
都道府県知事 } 殿

厚生労働省労働基準局長

第12次労働災害防止計画の推進について

労働基準行政の運営につきましては、平素からご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成25年度を初年度とする第12次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3月8日付けで公示したところです。

労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、平成22年以降は3年連続で増加している状況にあります。つきましては、本計画の趣旨をご理解いただき、労働災害防止対策の推進に特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本計画のパンフレットを同封いたしますので、ご参考下さい。

基発0318第2号

平成25年3月18日

各労働災害防止団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

第12次労働災害防止計画の推進について

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成25年度を初年度とする第12次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3月8日付けで公示したところです。

本計画は、今後5年間にわたる労働災害防止対策を進めるために、中長期的な視点から、国が重点的に取り組むべき対策を示したものですが、平成22年以降、3年連続で労働災害が増加するという厳しい状況にあり、労働災害防止について最も専門的ノウハウを持つ労働災害防止団体の役割はますます重要になっています。このため、貴団体におかれましても、本計画の趣旨、内容を十分にご理解の上、計画的に取組を進めていただくようお願いします。

なお、本計画のパンフレットを同封いたしますので、ご参考下さい。

基発0318第3号

平成25年3月18日

各事業者団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局長

第12次労働災害防止計画の推進について

労働基準行政の運営につきましては、平素からご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成25年度を初年度とする第12次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3月8日付けで公示したところです。

労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、平成22年以降は3年連続で増加している状況にあります。つきましては、本計画の趣旨をご理解いただき、労働災害防止対策の推進に特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本計画のパンフレットを同封いたしますので、ご参考下さい。